平成２８年（フ）第３２６号
兵庫県高砂市伊保２丁目４番45号
債務者　黒崎　　壽
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３５０号
兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地４ハイムシェーンブルグ302号室、従前の住所兵庫県姫路市増位新町２丁目15番地１　花の北Ｃ棟201
債務者　中山多惠子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３５５号
兵庫県姫路市四郷町明田156番地10、従前の住所兵庫県姫路市網干区宮内115番地３
債務者　スタードックカフェこと　河野　義輝
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３５６号
兵庫県姫路市四郷町明田156番地10、従前の住所兵庫県姫路市網干区宮内115番地３
債務者　スタードックカフェこと　河野　靖子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６６号
奈良市六条西５丁目15番46バードヒルＡ202、住民票上の住所奈良市西大寺竜王町１丁目４番72―108号
債務者　橋本　礼加
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２３２号
奈良市西九条町３丁目１番地の16　ヴェル・ドミール102号
債務者　笹森　静乃
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２５１号
奈良市法蓮町921番地の７
債務者　森岡ヨシミ
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４０号
鳥取県米子市上福原３丁目２番26号　201号、前住所鳥取県倉吉市堺町３丁目53番地
債務者　尾﨑　美穂
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５５５号
広島県東広島市福富町上竹仁1677番地
債務者　住田千代美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７号
山口県下関市武久町２丁目53番10号　福海苑、前住所山口県下関市長府前八幡町１番６―503号
債務者　谷口　武久
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番22―51号
債務者　久保田竜一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６６３０号
東京都荒川区西尾久１丁目６―14―101
債務者　喜田　昌宏
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６３８号
東京都江戸川区北篠崎２丁目11―５―102
債務者　小林　　裕
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６６１号
東京都江戸川区東松本２丁目16―11―202
債務者　石井　桂子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６６２号
東京都江戸川区東葛西５丁目８―14　はーとらんどＫ101
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６７７号
東京都練馬区関町北１丁目２―３―501
債務者　松本　秀則
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部